

議案第38号 指定管理者の指定について(加西市グローバルセンター)

加西市グローバルセンターの指定管理者の指定について、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求めるもの。

- (1)指定管理者 特定非営利活動法人 加西市国際交流協会
- (2)所在地 加西市北条町北条28番地の1
- (3)指定期間 令和7年10月1日～令和12年3月31日
- (4)指定管理料 72,000,000円
- (5)法人の事業 外国人のための生活相談、通訳・翻訳、出張語学講座、日本語教室、外国語コミュニケーションクラス、国際交流イベントの開催

加西市グローバルセンターの概要

急速に進む少子高齢化、人口減少社会という新たな局面に直面する日本において、最も懸念されていることの一つに労働力不足があります。

現在、加西市には、約1600人以上の外国人が居住しており、加西インター産業団地の拡大に伴い、更なる外国人労働者等の増加が見込まれています。今後、より外国人に選ばれる加西市を目指すには、職場環境だけではなく、市民が丸となって多文化共生社会の実現に向けて取り組む必要があります。

加西市グローバルセンターは、国際交流及び多様な文化が共生する地域社会の実現を目指し、市民の交流及び相互理解を促進するための施設です。国籍・年齢・性別にとらわれず誰もが集い活動できる居場所を設置することにより、よりよい住民サービスの提供を目指し、アスティアかさいに設置されます。

グローバルセンターの事業内容

- (1)多文化共生総合相談窓口の設置
 - 総合相談窓口の設置(多言語対応)
 - 出張相談の実施(学校や企業、店舗など)
 - グローバルタウンミーティングの実施
- (2)外国人雇用・職場環境整備事業
 - 「外国人雇用環境サポートデスク(仮称)」
 - 外国人を雇用する企業の実態把握・啓発
 - 企業連携
- (3)在住外国人に対する支援事業
 - 日本語教室の実施(レベルに応じた学習支援)
 - 子どもたちへの支援事業(就学前、就学後支援)
 - 出張日本語講習(外国人従業員向け)
 - 日本語ボランティア養成講座
 - 外国人市民への防災に関する取組
- (4)多文化共生に関する情報収集及び提供事業
- (5)国際理解促進事業(啓発・普及事業)
 - 企業・自治会・団体向けの多文化共生の啓発・講座等の実施
 - 国際交流事業(日本人住民と外国人住民の交流促進)
- (6)在住外国人の地域社会への促進、ネットワークづくり
- (7)グローバルセンターを活用した指定管理者の自主事業